

大川市議会第3回定例会会議録

令和6年6月28日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西	原	真
議 会 事 務 局 書 記	古	賀	直
議 会 事 務 局 書 記	松	家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高	口	絵 美

4. 付議事件

1. 閉会中の懲罰特別委員会の継続審査について

(永島幸夫議員に対する懲罰動議の件)

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 特 別 委 員 長 報 告

(「大川の駅」事業促進調査特別委員会、オスプレイに関する調査特別委員会、
大川市議会議会改革調査特別委員会)

1. 特別委員会の設置期間の延長について

(大川市議会議会改革調査特別委員会)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。箆島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、会議規則第110条の規定により、懲罰特別委員長から、委員会に付託された事件につき、閉会中もなお引き続き審査したい旨の申出がなされております。これを日程に追加し、

議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、閉会中の懲罰特別委員会の継続審査の申出の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、閉会中の懲罰特別委員会の継続審査の申出の件を議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、永島幸夫君の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、同君の退席を求めます。

〔永島幸夫議員退席〕

懲罰特別委員長から、委員会において審査中の事件につき、慎重に審査する必要があると認められるため、会議規則第110条の規定により、閉会中の継続審査の申出がなされました。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ここで永島幸夫君の入場を求めます。

〔永島幸夫議員入場〕

次に、総務委員会に付託しておりました議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正により、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直され

たことから、同法から引用している規定を整備するための所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域再生法の一部改正に伴い、企業版ふるさと納税に係る規定に関し法律の引用条項が変わったため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 令和6年度大川市一般会計補正予算についての御報告を申し上げます。

今回の補正は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業などに係る歳入歳出予算の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、定額減税調整給付金給付事業3億4,409万9千円、戸籍情報システム更新業務委託料4,840万円など、計4億487万9千円を計上いたしております。

民生費には、新たな住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業3,796万7千円、新たな住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金給付事業3,010万1千円など、計8,804万6千円が計上されております。

衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億821万5千円、教育費には、学校安全総合支援事業70万5千円及び情報活用能力向上事業100万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は6億284万5千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入をもって充当するとのことでございます。

委員会では、まず、2款1項7目、企画費の循環型地域コミュニティ創生事業費補助金の内容についてただしましたところ、一般財団法人地域活性化センターの助成事業で、三又きんりが事業主体となり、ほかの団体と連携を図りながら、旧三又小学校を活用し、みんなが集う食堂運営事業、高齢者交流健康づくり事業、子ども交流育成事業、校庭美化・災害訓練等助け合い事業などが行われる予定である旨の答弁がなされたところであります。

次に、3款1項1目．社会福祉総務費の新たな住民税非課税世帯臨時特別給付金に関し、給付時期についてただしましたところ、今年7月末を予定して準備を進めている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和6年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、川野栄美子君。

○産業建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、両議案とも、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任に係る規定に関し法律の引用条項が変わったため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、議案第33号及び議案第35号の両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、下水道排水設備指定工事店の指定基準について、下水道排水設備工事責任技術者の配置要件を緩和するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容としましては、これまで下水道排水設備指定工事店の市の指定を受けるためには責任技術者が営業所に専属することを要件としていましたが、この要件を緩和し、県内に限り複数の営業所での兼任を認めるものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号 市道路線の認定についてを御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、大野島地区の1路線であります。

説明によりますと、新たに認定予定の大野島インター2号線は大野島地区有明海沿岸道路大野島インターチェンジより「大川の駅」予定地へ向かう路線であります。この路線は、県事業で進められております大牟田川副線大野島2工区の整備に伴い、令和6年5月に福岡県と締結した協定に基づき、県が整備を行い、完成後に大川市に移管するため、市道として認定するものであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。7番西田議員。

○7番（西田 学君）

質疑をいたします。

3つ用意しております。

まず1つ、県道を目指していたと思います。5月に何か協議をされたと、今報告を初めて見ましたけれども、なぜ市道認定になったのでしょうか。質問です。

○議長（遠藤博昭君）

西田議員にお伺いしますが、今回の質疑は委員長報告に対する質疑の時間であります。質疑の範囲は委員長の審査の経過と結果に対するものに限られております。議案の中身についてお話しされると、委員会の中で討論された話をまた蒸し返すこととなりますので、それはお控えいただきたいと思っております。

7番。

○7番（西田 学君）

今初めて報告があったんですね。それで、質問は用意しておりました。

○議長（遠藤博昭君）

ですから、言っていますように、質疑は委員会の審査経過と結果に対するものに限られますということです。

7 番。

○7 番（西田 学君）

これは本来委員長が答弁すべきものですか。議長が答えるものですか。

○議長（遠藤博昭君）

そうですね。

○7 番（西田 学君） 続

質疑をしたら、議長が答えるんですか。

○議長（遠藤博昭君）

委員長が答える範囲……。

○7 番（西田 学君） 続

じゃ、委員長、お願いします。

○議長（遠藤博昭君）

質問が委員長に対する質問ではないと思いますので。

7 番。

○7 番（西田 学君）

私は委員会に入っておりませんので、これだけでは分かりません。それで、「令和 6 年 5 月に福岡県と締結した協定に基づき」だけでは分かりません。そのところを詳しく委員長お願いします。

○議長（遠藤博昭君）

だから、今言っていますように、それは議案の中身になりますからですね。議案の内容は、さっき委員長から御報告があったように、産業建設委員会の中で議論され、特段の異論もなく、採決の結果、可決されておる案件でありますので、その内容を蒸し返してもらうと、委員会に対しての……。

○7 番（西田 学君） 続

こちらが本会議と思うんですよね。委員会はあくまで委員会でしょう。

○議長（遠藤博昭君）

ですから、議案に関しては所管の委員会に付託するという決まりになっておりますので、その議会の仕組み自体は御理解をいただきたいと思います。

7 番。

○7番（西田 学君）

質問を変えます。

まだ道路が完成していないのに、なぜ市道認定を急ぐのですか。

○議長（遠藤博昭君）

先ほどからの繰り返しになりますけれども、報告の内容についての質疑をお願いします。

7番。

○7番（西田 学君）

じゃ、別の質問に行きます。

こういうやり方はほかの市ではよくあることですか。

○議長（遠藤博昭君）

ほかの市であるかどうかというのは存じ上げておりません。大川市議会のそういう決まりですから。

7番。

○7番（西田 学君）

じゃ、どういう質問をしたらいい。だって、質疑ち、これは大事な項目じゃないんですか。じゃ、例を挙げてください。どういう質問をしたらいいんですか。

○議長（遠藤博昭君）

委員長の報告の内容の経過及び結果に対して、何か分からないところ、箇所を質問するのが質疑です。議案の中身ではなく。

7番。

○7番（西田 学君）

終わります。

○議長（遠藤博昭君）

13番。

○13番（平木一朗君）

先ほどのやり取りを見ても御存じのとおり、全然会話がなっていない、委員長に対する質疑がなっていないかと思っております。多分、本人は議案に対する質疑をしたかったんだろうと思っておりますけれども、我々議員は1週間も前からこのような提出議案をいただいて、そして、議会事務局のほうで申されたとおり、きちっと議案に対する質疑の時間を取って

ただいております。その中で発言すべき内容のことであり、今、議長が言われるように、委員会付託をした上で、委員長が、委員会の中で話し合っただけのことを委員長の答弁で出されたわけであって、先ほどの7番西田議員の発言に関しては、御自身がこの議会が始まる前にきちっと質問状を出して対応すべきことであると思っておりますので、ある意味、議員の怠慢だと思っております。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

ほかに何か。7番。

○7番（西田 学君）

通告書を出したんですね。これは事前通告じゃないんですよ。だって、期日前に通告があったかどうかをされるでしょう。ですから、議案第37号のときはそうしました。これはこの場で手を挙げて質疑の申立てをするんですよね。事務方、違いますか。

○議長（遠藤博昭君）

議案に関する質疑は本会議の始まる9時までに申し出てくださいということになっておりまして、本日の質疑は、先ほどからも言っているように、委員長報告に対する経過と結果に対する質疑をこの場で求めますと。その違いを御理解ください。

7番。

○7番（西田 学君）

いつも分かりましたと言ったら怒られるので、分かっておりますけれども、先ほど終わりますと言いましたので、終わります。

○議長（遠藤博昭君）

10番。

○10番（川野栄美子君）

委員長報告につきまして今質疑が出ましたけど、委員長報告について、分からないところは聞いてはいいと私は思うわけね。聞いてもいいけれども、やっぱり委員長報告に対してせないかんですね。だから、西田議員が言われるように、まだ道路が完成していないのになぜ市道路線を急ぐのかというのは委員会の中で出ましたかというふうな感じの質問だったらいいですけれども、そういうふうな感じの質問の内容が全く違うからですね。これは議員として当たり前のことです。西田議員もみんなと同じ足並みをするようにしっかり学習し

ていかないと、あなたが恥をかくようなことは駄目だと思いますので、委員長報告は委員長に対して質疑をするということをしっかりまた覚えていただきたいと思います。

私は委員長として今日はちょっと残念に思いましたので、すみませんけど発言させていただきました。

以上でございます。

○議長（遠藤博昭君）

7番。

○7番（西田 学君）

よく分かりました。

私は議員になって質疑は初めてなんです。ですので、至らんところはあったと思います。しかしながら、こういうやり取りで初めて分かるじゃないですか。だって、皆さん全部知っていましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）知っていたなら、見本を見せてくださいよ。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

別にこの場で見本を見せるとかいうようなのはおかしいと思いますけれども……（「進行してください」と呼ぶ者あり）はい。

各自、やっぱり議会の在り方というのは日頃からしっかり勉強をしていただいて本会議に臨んでいただくようお願いをいたします。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

まず、何号議案に対する討論でありますか。2番。

○2番（宮崎貴仁君）

議案第39号に対する賛成討論をお願いします。

○議長（遠藤博昭君）

ほかに。13番。

○13番（平木一朗君）

賛成討論です。

○議長（遠藤博昭君）

賛成討論。13番も39号。

○13番（平木一朗君）

39号です。

○議長（遠藤博昭君）

ほかに。7番。

○7番（西田 学君）

反対討論です。

○議長（遠藤博昭君）

議案は。

○7番（西田 学君）

39。

○議長（遠藤博昭君）

39号の議案に関して。

○7番（西田 学君）

はい。

○議長（遠藤博昭君）

ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま議案第39号に対する討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、反対討論のほうから。7番西田学君。

○7番（西田 学君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号7番、西田学です。

何で私がトップバッターに言われたのかよく分かりませんが、議案第39号 市道路線の認定について反対討論をいたします。

まだ整備されていない道路をなぜ急いで市道認定する必要があるのか、県道にならないのか。「大川の駅」計画との関係性など、たくさん疑問があります。もう少し慎重であるべきです。

したがって、私はこの市道認定を時期尚早と考え、反対をいたします。

○議長（遠藤博昭君）

西田議員、一言いいですか。

何で自分が最初だったかということをお尋ねになりましたけれども、この討論は、反対討

論を先にして、反対討論、賛成討論、反対討論と交互に行くのであって、反対討論を希望されたのは西田議員ただ一人だったので、西田議員が最初の討論をされる方ということで指名いたしました。よろしいですか。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

では次に、2番宮崎貴仁君。

○2番（宮崎貴仁君）（登壇）

おはようございます。議席番号2番、宮崎貴仁です。議案第39号 市道路線の認定についての件に対し、賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

本案件につきましては、産業建設委員会に委員会付託がなされ、先ほどの委員長報告にて、現地調査の上、特段の異論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決したとの丁寧な委員長よりの報告を受けました。

今回の案件は、県事業で進められる道路整備事業に伴って、完成後に本市に移管するための案件と認識をいたしております。本事業は10分の10、いわゆる県が100%の負担の上で整備を行っていただいております。本市にとっては本当にありがたい事業であり、県予算にて整備事業を行っていただけるようになった陰には、倉重市長や所管職員のこれまでに築き上げてこられた厚い信頼関係と並々ならぬ奮励努力はもとより、地元の県議会議員であります秋田県議の御尽力と関係各位の同意あつてのことと、本市議会の一員として、この場を借りて、1段高い壇上からではありますが、心は平場へとへりくだり、厚く御礼を申し上げます。

そして、この整備促進における背景には、令和9年度の完成に向けて現在整備が進められています「大川の駅」事業に対し、福岡県の特段の御理解、御支援と懇篤なる御協力をいただいているものと重ねての感謝を申し上げます。

御承知の方もあるかとは思いますが、私が12年間、県議会議員事務所で仕えた身とはいえ、本市議会最年少の私が申し上げるべきこともなく、このように県や国の予算や補助を取り得ることがどれだけ大変でかつ重要なものかは、私よりも多年の日々を送られ、数多くの経験を積まれておりますここに参集の議員の皆様がよく御存じのことと思います。

今回の本会議、一般質問を聞いておられますと、「大川の駅」事業に対し様々な意見をお持ちの議員もいらっしゃるやに思いますが、本案件の市道認定とはしっかりとすみ分けて捉えられ、道路事業では堤上野線や大牟田川副線（柳川大川工区）、河川事業では花宗川改修事業、そして、長年の懇願でもありました新橋川改修事業における排水機場の整備事業など、県のほうから整備をいただく事業のありがたみをしっかりと御理解いただき、県や国と

の信頼を損ね、将来にわたってここ大川市の今後に大きな損失を生じないためにも、本件に対しては全会一致にて可決されるべきものであるとの私の考えの一端を申し上げ、本議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭君）

次に、13番平木一朗君。

○13番（平木一朗君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第39号について賛成の立場にて発言させていただきます。

先ほどから、7番西田議員のほうから何で私がトップバッターやということが言われましたけど、反対討論から賛成討論、反対討論と、反対討論からされるべきことであって、何期議員をされてあるんでしょうかということだけは一言申し上げておきたいと思います。

また、この案件の条件の内容についても、先ほど2番宮崎議員が言われたとおりでありまして、非常に丁寧な説明をされてあったんじゃないかなと思います。

我々はこうやって、もちろん市民の代表としてバッジをつけさせていただいておりますので、様々な御意見、また、市にそぐわないような意見もいただくことも多々あるかと思いますが、こうやってバッジをつけさせていただいている以上は、二元代表制として、やはり執行部が出される議案、提案そのものに対してやるかやらないかを決めるのが議会の責任であり、もちろん、その責任を費やすためには、しっかり執行部が提案された裏、どんな苦労があって、どういう信頼があって、どのような目的があって、そういうことも酌み取って、自分が席を立つのか、座ったままで反対されるのか、決断しなければいけないと思っております。まさにこういうふうな発言があればあるほど、県の信頼、また、国の信頼をなくすのが当たり前のことであって、汗水を流して、行政の職員、または執行部、市長、そして、地元の県議かれこれ、いろんな水面下の中で、来年、再来年とお願いしたいことだって多々あるにもかかわらず、このような反対の発言、また、身勝手な発言、こういうものがあればあるほど、大川市をはじめとして、大川市議会としてもそれだけ見下されてしまうことになるかと思うし、私が一番心配しているのは大川の未来の信頼まで失ってしまうということでございます。

私自身、せめてこうやって10分の10、県がやっていただくことに関してはありがたい、この気持ちを持った上で、全員一致の上賛成していただきたいし、先ほどから聞いておりますと、「大川の駅」に関連してとか言われておりますけれども、是が非でも、何が何でも事業

に関して「大川の駅」を絡めなきゃいけないことなんではないでしょうか。反対のための反対、反対するだけで、対案も代案も、決議案さえ出ていないのが現状ではないでしょうか。反対、反対と叫ばれるだけで何も前に進んでおりません。反対のための反対を離脱して、責任ある問題解決をすることが我々議員の仕事ではないでしょうか。弁証的議論を学んでほしいかと思っております。

大局的視点を持ってということに、目先の利害に走ってしまう、こういうことがあってはならないかと思えます。未来の大川のためにも、そして、そのために汗水を流していただいている職員、そして、それを支えていただいている県議をはじめとして関係者の皆様のことを考えた上で、この案件に関してはぜひとも賛成をお願いしたいものだと思います、賛成討論を終了させていただきます。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

討論は終わりました。

それでは、採決に移ります。

まず、議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和5年6月議会において設置されました「大川の駅」事業促進調査特別委員会に付託中の調査案件につきまして、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告の申出がなされておりますので、この際、「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告をお願いいたします。「大川の駅」事業促進調査特別委員長、永島守君。

○「大川の駅」事業促進調査特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は「大川の駅」事業促進調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました「大川の駅」事業促進に関するこれまでの調査経過について中間報告を申し上げたいと思います。

本委員会は、昨年6月30日の定例会において設置されて以来、環有明海沿岸地域浮揚政策実現のため、「大川の駅」事業促進に関し、昨年7月7日から本年5月30日の間に計6回の会議を開催し、そして、調査及び協議を重ねてまいりました。また、昨年10月20日から本年6月6日の間に、市内を中心として、木工、観光、それから、農漁業、商工業、交通の分野における事業所等への計12日間で21か所の訪問等を行い、その現状や課題等の調査及び意見交換を行ってまいりました。

本委員会の主なテーマは、本市の近未来構想及び環有明海沿岸地域の浮揚政策実現のため、「大川の駅」事業のさらなる促進を目指し、また、大川市政に関わる諸問題等の解決を図るために事業促進に関わる調査を行うものでございます。

まず、第1回委員会において、今後の計画目標並びに課題について協議を行い、「大川の駅」については、いかにして産業の育成と底上げを図っていくのか、税収を上げていくのか、そのようなことが重要であるとの御意見が出され、そのため、事業促進方法等については調査研究を行いながら進めていくこととしました。

第2回委員会においては、各委員から事業促進のための情報や意見を出し合い、そして、協議を行いました。委員からは、「大川の駅」を活用した広域連携まちづくり、SNSを積極的に活用されていない企業等についても一緒に持ち上げられるような仕組みづくりなどを行い、そして、ビジネスチャンスを創出すること、施設のリピーター獲得のためのアイデアなどの意見が出されたところがございます。その中で、木工インテリア産業をはじめ、農漁業、観光、飲食等のPR事業が必要であるとの意見が多くあり、市内を中心に事業所等の現状や今後の展望等について訪問調査を行うことといたしました。

このため、昨年10月から、木工や観光、農業、漁業、商工業、交通の分野の事業所等を訪問し、調査及び意見交換を行ってきたところがございます。その中において、本市に足りないもの、あったらよいものとして、家具を情報発信する場、そして、仕事を取る力、デザイナーの育成、木工以外の様々な産業の育成といった、そのような意見が聞かれました。また、「大川の駅」事業に関しては、インテリア、観光の情報発信の拠点として、市外からの来客に案内できる場所として、さらには、環有明海沿岸地域でつながって、観光やインバウンド需要に生かせないかといった、そのような期待の声も多く聞かれました。

こうした協議や調査の経過を踏まえ、「大川の駅」事業促進調査特別委員会といたしましては、もう少し事業所等の調査を行い、木工インテリア、農漁業、観光、飲食等のPR事業をはじめ、環有明海沿岸地域浮揚政策実現のため、「大川の駅」事業の促進を図ることで意見の一致を見たところであります。そして、中間的ではございますけれども、本日ここに御報告を申し上げます。

なお、「大川の駅」事業促進のための調査等につきましては、本委員会の設置期限でございます令和7年3月末日までに委員会としての調査結果を、また機会を捉えながら御報告をいたしたいと思っております。

以上で私の中間的な報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告は終わりました。

これから「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、令和5年6月議会において設置されましたオスプレイに関する調査特別委員会に付託しておりました調査案件を議題といたします。

これからオスプレイに関する調査特別委員会における調査の経過並びに結果について、オスプレイに関する調査特別委員長の報告を求めます。オスプレイに関する調査特別委員長、川野栄美子君。

○オスプレイに関する調査特別委員長（川野栄美子君）（登壇）

それでは、オスプレイに関する調査特別委員長の報告をいたします。

まず初めに、特別委員会の設置を行いました。

特別委員会の名称をオスプレイに関する調査特別委員会といたしました。

設置時期は令和5年6月30日、設置場所は大川市議会であります。

それに関する委員会の委員は8名で行っております。委員長、川野栄美子、副委員長、馬淵清博、永島守議員、平木一朗議員、箴島かおる議員、内藤栄治議員、宮崎稔子議員、古賀寿典議員。

次に、設置目的であります。国が表明した陸上自衛隊輸送機、オスプレイの佐賀空港への配備計画により、事故の発生や騒音などは大川市民の不安の要因になっているため、市民の安心・安全の確保を図る上で、防衛省による説明を求め、確認を行うなどが目的でありました。

次に、特別委員会の取組事項について申し上げます。

まず(1)番、佐賀県空港課への視察及び協議を行いました。

次に(2)番、九州防衛局長を訪問いたしました。

(3)番に、柳川で開催されました佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する市民説明会の見学を行いました。

次に(4)番、九州防衛局へ要望行動を行いました。

(5)番、防衛省への上京要望行動を行いました。

また、特別委員会の活動経過について申し上げたいと思います。

まず、令和5年7月14日、今後の取組の進め方について協議を行いました。

令和5年8月21日、佐賀空港の利用状況等について、佐賀県地域交流部空港課、田中課長から説明を受けた後、オスプレイ配備予定地の視察を行いました。

令和5年9月25日には、九州防衛局、江原局長よりオスプレイの輸送についての説明を受

けました。

令和5年10月27日、委員会により、これまでの活動内容に関する意見交換を行いました。

令和5年12月15日、九州防衛局から、米軍のオスプレイ墜落事故に関する情報提供について野中企画課長から説明を受けました。

次に、令和5年12月18日、九州防衛局へ要望行動を行いました。

要望行動の内容といたしましては、オスプレイ墜落事故に関する原因究明の申入れを行い、さらに、大川家具を推進することを要望いたしました。

次に、令和5年12月20日から21日、これは上京したのですが、防衛省へ上京要望を行いました。委員長、それから、議長、市長、要望を行っております。

要望の内容につきましては、安全性の確保、迅速な情報提供についてを要望いたしました。民生安定事業並びに地場産業支援についても要望を行いました。

令和6年1月10日、全協にて、九州防衛局へ要望行動並びに防衛省への上京要望行動について報告を行いました。

特別委員会で達成できたことは、オスプレイの佐賀空港への配備計画は大川市民への不安要因になっているため、市民の安心・安全などについて防衛省及び九州防衛局に対し要望行動を実施し、まちづくりに悪影響があってはならないため、非常時・緊急時以外には大川市上空を飛行することはなく、事故がないように行うとの確認を行った。

佐賀市にオスプレイの基地ができるので、家具の産地である大川市をぜひともよろしくお願ひしたいと申入れを行いました。

オスプレイ配備計画は国防上不可欠であり、住民に理解していただくことが大切であると繰り返されました。このことから、住民が国防に目を向け、相互の理解を深めていくことが重要であることを知りました。

また、ここには書いていませんけれども、私たちがいろいろ勉強した中で、V-22オスプレイが佐賀空港にやっ来てまいります。空港は令和7年に完成の予定であります。滑走路は400メートル、騒音は57デシベル、オスプレイが17機来る予定です。目達原駐屯地からヘリコプターが50機、隊員は700人から800人が来る予定と聞きました。

なぜ佐賀空港なのかと申し上げますと、自衛隊の航空自衛隊、それから、陸上自衛隊、それから、海上自衛隊の位置が佐賀空港からとてもいい位置にあるということです。例えば、佐賀空港から目達原駐屯地まで20キロ、それから、航空自衛隊春日駐屯地から45キロ、陸上

自衛隊の相浦駐屯地から60キロ、海上自衛隊佐世保基地から50キロというように、佐賀空港に関する位置が大変よいということでもあります。

オスプレイの特徴として、回転翼機、固定翼機を併せ持つ迅速な部隊輸送には大変必要であるということでもあります。それから、災害救援、それから、離島から病気で緊急に輸送する場合にもこのオスプレイが使われるということでもあります。

もう一つは、南西諸島を守るために陸上自衛隊が大変力を入れてしております。南西諸島全体は1,200キロメートルの広い範囲であります、これをどうやって守るかということがありますが、奄美大島にはミサイル部隊、それから、沖縄本島には第15旅団、それから、石垣島、与那国島、宮古島、こういうところに自衛隊がしながら、十分日本の国を守っているということをお聞きいたしました。

そこで、私たちはいろいろなものを勉強しましたけれども、自衛隊が訓練なんかをしているのは、日本の国がちゃんと国を守っているんだということを外国、例えば、アメリカと訓練する場合にはアメリカの方にも分かっていたくように一生懸命やっていますというふうにおっしゃいました。ですから、私たちの議会も国防にはしっかりこれから目を向けていかなくちゃいけないということを十分この特別委員会で学ぶことができました。

そういうわけで、このオスプレイに関する調査特別委員会は、議会最終日の令和6年6月28日をもって終了いたしたいと思っております。

大変実りの多い委員会でした。これに御協力いただきました委員各位に心からお礼を申し上げまして、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

オスプレイに関する調査特別委員長の報告は終わりました。

これからオスプレイに関する調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

なお、本件につきましては、委員各位の御努力により、オスプレイに関する調査特別委員会において調査を進めていただきましたが、先ほどのオスプレイに関する調査特別委員長報告をもって調査を終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、オスプレイに関する調査特別委員会は本日をもって調査を終了いたします。

次に、令和5年6月議会において設置されました大川市議会議会改革調査特別委員会に付託しておりました調査案件を議題といたします。

これから大川市議会議会改革調査特別委員会における調査の経過並びに結果について、大川市議会議会改革調査特別委員長の報告を求めます。大川市議会議会改革調査特別委員長、平木一朗君。

○大川市議会議会改革調査特別委員長（平木一朗君）（登壇）

大川市議会議会改革調査特別委員長、中間報告です。

なお、この委員会については、議長を除く全員で取り組んでおります。

私は大川市議会議会改革調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議会改革に関するこれまでの審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会では、主に議員定数及び議員報酬の2つのテーマに取り組み、社会経済情勢の変化や大川市特別職報酬等審議会の意見等を踏まえ、令和5年6月30日の設置以来、令和6年3月まで計10回にわたり審議を重ねてまいりました。

議員の皆様も御承知のとおり、令和5年12月定例会において議員報酬月額を引き上げ、令和6年4月1日から施行する改正案を提案するとともに、議員定数について、令和6年3月までに次の一般選挙から適正な定数にするための措置を講ずるとの附帯決議を提案し、ともに可決されたものであります。

さらに、令和6年3月定例会において、議員定数を次の一般選挙から14人を12人へ削減するとともに改正案を提案し、可決されたところであります。

議員定数、報酬ともに委員会の審議の中では様々な御意見がございましたが、このように一定の成果を上げることができたところであります。改めて委員各位の御協力に感謝申し上げます。

なお、本特別委員会の設置期間は令和6年6月30日までとなっておりますが、今後ともさらなる議会改革の必要性を感じており、委員会の設置期間を1年延長することとし、定数削減後の委員会体制や大川市議会基本条例の見直しなどについて審議を継続していきたいと思っております。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

大川市議会議会改革調査特別委員長の報告は終わりました。

これから大川市議会議会改革調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、大川市議会議会改革調査特別委員会の設置期間の延長についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、委員各位の御努力により、大川市議会議会改革調査特別委員会において調査を進めていただきましたが、先ほどの大川市議会議会改革調査特別委員長報告のとおり、設置期間については1年延長し、令和7年6月30日までとし、議会閉会中もなお継続して審査及び調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1番永尾学君、2番宮崎貴仁君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いします。市長。

○市長（倉重良一君）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって議員の皆様方には、御提案いたしました全ての議案につきまして、慎重御審議の上、御議決賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。また、審議の過程を踏まえ、今後とも市政運営に力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、昨日から本日午前にかけて心配をされました線状降水帯等による大雨につきましては、一昨日より近隣市町と連携して先行排水を行い、備えておりましたが、当初予想されました降水量がなかったため、昨晚から水門の調整等、必要な対応を行っておりますので、御報告を申し上げます。議員の皆様におかれまして、関係職員を見かけられましたら、一言御慰労の言葉をおかけいただくと幸いに存じます。

それでは、引き続き議員各位におかれましては、建設的な御議論の中にも市政発展のためにさらなる御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

これにて令和6年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会議員 永尾学

大川市議会議員 宮崎貴仁